

# 令和5年度 萩市体験コンテンツ販売促進業務 委託業者選定プロポーザル募集要領

## 1 業務の概要

- (1)業務の名称 令和5年度 萩市体験コンテンツ販売促進業務
- (2)事業の目的 萩市では、メインターゲットと戦略的ターゲット双方の誘客を実現するために、体験コンテンツの造成及びブラッシュアップを行ってきたところであるが、効果的な情報発信や販売促進が実施できていないのが現状である。
- 本事業ではこれまでに本市の事業者が造成した体験コンテンツについて情報を整理し、魅力的な情報発信を実施する。その際、体験コンテンツの利用促進のためのクーポンの発行を含むプロモーションを実施することにより、本市の魅力及び認知度の向上並びに誘客及び観光消費の拡大を目的とする。
- (3)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4)業務期間 契約締結の日から令和6年2月29日(木)まで

## 2 予算額(提案上限額)

金 3,000 千円(消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を含む。)

## 3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2)書類提出時において、国税及び地方税について滞納がないこと。  
(特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている場合を除く。)
- (3)経営に実質的に関与している者及び使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

## 4 企画提案に係る提出書類

- (1)事業者概要 1部 (任意様式(会社パンフレットでも可))
- (2)企画提案書 6部 企画内容について詳細に記入するとともに、スケジュール表、見積書を含めるものとする。

### 【見積書について】

件名: 令和5年度 萩市体験コンテンツ販売促進業務

宛名: 一般社団法人 萩市観光協会 会長 阿川仁海

### (3)その他留意事項

- ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。
- イ 参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

ウ 企画提案書は1者につき1案とする。

## 5 提出方法及び提出期限

### (1)企画提案書

令和5年5月23日(火)17時(必着) 提出方法:持参又は郵送

## 6 提出先・お問合せ先

〒758-0041 山口県萩市大字江向 602 番地 萩・明倫学舎3号館1階

萩市商工観光部観光課 担当:吉光(よしみつ)

TEL 0838-25-3139 FAX 0838-26-0716 Mail [kankouka@city.hagi.lg.jp](mailto:kankouka@city.hagi.lg.jp)

## 7 質問の受付

(1)この実施要領について質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、令和5年5月15日(月)17時までに6の提出先・問合せ先にメールにて提出すること。

(2)参加者全員にメール等で回答する。

## 8 選考

審査員による書面審査により、最も高い得点を得た者を委託事業者に選定する。

## 9 審査項目

審査項目	審査基準	内容
業務経歴	同種又は類似業務の実績	○過去に同種業務又は類似業務の実績があるか。
業務実施体制	管理責任者・ 担当者	○同種業務又は類似業務の実績があるか。確実に業務が実行できるか。
企画提案書に対する評価	事業の実施方針	○事業実施効果の最大化を図るための運営方法について具体的かつ的確な提案がなされているか。
	目標設定	○本事業目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標設定がなされているか。
	効果測定及び分析	○取得したい成果を理解し、具体的な提案内容となっているか。
	経費	○委託料の上限額の範囲内であり、費用対効果が見込まれる内容か。
	総合評価	○企画提案から受ける全体的な印象はどうか。 ○全般的に企画提案の内容が理解できるもので、熱意、誠実さが感じられるか。

## 10 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

## 11 契約の締結

審査員による審査の結果、8により最高得点者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、8により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

## 12 契約の解除

契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (1)参加資格要件、企画提案書等に虚偽の記載等が発生したとき
- (2)監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分があったとき
- (3)公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4)重大な違反があったとき
- (5)その他事業を継続し難い重大な事由が生じたとき

なお、受注者の都合により契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

## 13 スケジュール

- (1)企画提案募集開始 令和5年5月10日(水)
- (2)質問受付期限 令和5年5月15日(月)17時
- (3)企画提案書等の提出期限 令和5年5月23日(火)17時
- (4)審査結果の通知 令和5年6月上旬